

### (1) 地域コミュニティ

#### 【現状と課題】

- 本町の行政区は、全部で35区の地区で構成されています。自治区は、隣近所に住む人たちで自主的に運営されている最も身近な住民自治組織です。
- 自治区は地域内の活動の基本となる団体です。自治区の中で福祉、子育て、防犯、防災、環境等の問題意識を共有して解決していくことが求められています。
- プライバシーの保護により、近隣関係や地域活動に関心が薄れてきています。自治区への加入率も減少傾向にあります。
- 自治区への加入率低下は、自治区の活動の停滞をまねき、地域の活力低下につながるようになります。自治区への加入を促進させるためには、区の役割や区費等について状況に応じた見直しが必要です。また、自治区がどのように組織され、どんな活動をしているか、自治区の内容について詳しく知らない住民の方や、新しく地域へ転入されてきた方々へ、自治区のことが一目で分かる、または説明出来る工夫が求められています。
- まちづくりや日常生活に関わる各種の情報は、町から自治区への一方通行的な連絡ではなく、自治区から町へと双方向的な関係にすることが求められています。
- 自治区の中での親睦と交流を通じて連帯感を深めていくことが求められています。自治区は、地域に共通する様々な課題をみんなで協力して解決する役割を担っています。地域の情報交換や各種団体との連携を図り、地域での課題に自主的な協働活動を推進していくことが必要です。

#### 【基本方針】

自治区こそまちづくりの拠点、という考え方を徹底し、その考え方を共有することで住民の主体的な活動を活性化させます。そして誰もが住みよい地域社会をつくるためにお互いの信頼や連帯意識を大切に、住民自らが地域の課題解決に取り組む新しいコミュニティの実現を目指します。

#### 【計 画】

##### ① これからの地域コミュニティ

- 地域の特色を活かした地域づくりを推進していくため、住民と行政の連携を強化します。町から自治区への連絡や報告だけでなく、区長を通じて地域住民の意見を行政に反映させていきます。
- 町民が主役のまちづくりを推進するため、各自治区で自助（住民個人で出来ること）、共助（コミュニティ単位で助けあって行うこと）、公助（行政でしか出来ないこと）の行動を話し合い、地域ごとの現状や課題、活動を分析し、問題点を明らかにします。

- 自治区の活動や財政等について、地域状況に応じた公平、公正、公明な自治区制度を地域住民の皆さんの話し合いによって整備していきます。また、住民参加による地域内交流を図るイベントを積極的に展開し、住民同士の価値観や問題意識の共有、住民意識の高揚化を促進します。行政はこれらの各自治区の取り組みを支援していきます。
- 地域の防災対策や防犯対策等については、住民の自主防災組織や防犯パトロール組織の設立や活動を支援し、行政と自治区の協働で安心、安全な環境整備を推進します。(総務課)

## ② 地域ボランティア活動支援

- ボランティアや町民活動の支援者に必要なノウハウや活動事例等役立つ情報を提供していきます。
- 自治区で行われている優れた事例を町の広報紙で紹介していきます。(総務課)
- まちづくりに関するNPOや住民団体の設立や活動を支援します。
- 町民が企画・運営・開催する公共的なイベントや事業について、その活動を支援します。(まちづくり推進課)



(17区 見守り隊)

## (2) 地域福祉

### 【現状と課題】

- 一宮町における地域福祉は、社会福祉協議会が中核となり、民生委員児童委員やボランティア団体等で運営・活動されています。
- 高齢化、少子化、人口減、核家族化が確実に進行する中で、福祉に対する要望は多様化かつ増加しており、行政のみでこれら全てに対応する事が限界を迎えています。
- 福祉のあり方としては、施設に入るより住み慣れた我が家で地域の人たちと過ごすのが何よりですので、今後、地域ぐるみの福祉がますます必要性を強めていくと思われれます。
- 福祉ボランティアの人数や分野も増加していますが、一方で支援のための無償ボランティアは、なじみがないという考え方から遠慮する人もいます。住民同士が互いに手を携え、社会福祉協議会をはじめとするいろいろな福祉団体・組織の協力により地域福祉システムを構築することが待ち望まれます。
- 地域福祉に対する「知らない」「無関心」をなくしていくことが必要です。福祉サービスを受ける方々だけでなく、地域のすべての住民のみなさんに福祉をもっと身近なものと感じてもらえるよう、にこにこサービスや社会福祉協議会の活動、福祉ボランティアを地道に続けていられる方々の取り組みを継続して紹介していくことが求められています。

### 【基本方針】

社会福祉協議会のほか、いろいろな福祉団体が活動する中であって、今後はコミュニティ（自治区）が地域においての福祉活動に強い参加意識を持ち、行政に任せきりにしない、住民の手による活動を地域福祉の根幹にし、さらに福祉のこころを醸成しながら、誰にとっても住みよい福祉のまちを目指します。

### 【計 画】

#### ① 社会福祉協議会の充実

- 社会福祉協議会内にボランティアセンターを設置して、福祉ボランティア活動の推進を強化します。  
(社会福祉協議会)

#### ② 住民相互支援の活性化

- 町、社会福祉協議会、福祉関係機関等とのネットワークを構築します。
- 民生委員児童委員の役割と存在を町民に詳しく周知していきます。
- 福祉についての知識や現状等を学習する福祉講座を開催して、福祉のこころを広めるとともに、コミュニティ内でも相談を受けられる人材育成に努めます。ボランティアを対象とした講座の開催や研修を実施して福祉の担い手を養成します。

- 地域福祉活動に関する情報を広報紙やホームページ等を活用して広めるとともに、コミュニティ施設や商業施設等、人が多く集まる施設に掲示して福祉活動の周知に努めます。
- 平均寿命より健康寿命に主眼をおき、高齢者を外出させる、歩かせる、人と会う、おしゃべりさせる機会をつくっていきます。(福祉健康課)



(社会福祉協議会・バザー出品)

### (3) 公園・緑地

#### 【現状と課題】

- 町内の主要な公園として、町営憩いの森、城山公園、臨海運動公園等があります。また、町内各所に児童公園、児童遊園、土地区画整理法で定められた公園等があります。その他、県立自然公園や海岸保安林内の遊歩道等があります。
- 設置から年数の経過した公園の遊具等については老朽化が進んでいます。安全のために設備の適正な維持管理が求められています。
- 児童公園、児童遊園については、子どもたちの安全な遊び場として欠くことのできない公共空間です。自動車や停車出来る駐車場があり、小さい子どもが安心して遊べる場、世代間を超えた社交の場、住民間の話し合いが出来る場としての公園が求められています。
- 本町は、豊かな自然に恵まれています。その楽しみ方、またどこで楽しめるか知らない方々へ、どのような公園があるか、情報の発信が求められています。

#### 【基本方針】

自然に恵まれた一宮町にあっても、公園はより身近にある遊び場、息抜きのための空間として、生活、社交、子育て等、様々な場面に必要不可欠なものであると考え、公園の整備をまちづくりの重要政策のひとつとして位置づけます。

#### 【計 画】

##### ① 安全な児童公園

- 小さい子どものための児童公園、児童遊園を確保していきます。安全な遊び場として、今後も整備と安全管理に努めます。(福祉健康課)

##### ② 住民に親しまれる公園整備

- 一宮町の豊かな自然を活かし、町民の交流の場として利用しやすく身近に親しまれる公園整備を推進します。これには現存の公園や、町営憩いの森を再整備する方法や、国民宿舎一宮荘跡地の活用等を検討していきます。
- 千葉県立自然公園の植樹等、自然と親しむイベントの参加や開催の情報提供をしていきます。
- 一宮川沿いや県道一宮停車場線に住民応募によるオーナー制の憩いの並木づくりを推進します。
- 住民協働の公園づくりを推進します。また、維持管理についてもボランティアの協力を呼びかけていきます。

## 第2章 地域と生活

### 第2節 近隣地域

- 案内看板の設置や公園利用者用の駐車場や駐輪場等、利用者の交通アクセスに配慮した整備を推進します。  
(都市環境課・産業観光課)
- 自然の中で遊ぶための知識を広め、引き継いでいくための情報発信を行います。  
(教育課)
- 廃止となった国民宿舎一宮荘の跡地利用の方向性については、町民のための公園整備を視野に入れて、検討します。  
(総務課・まちづくり推進課)

#### ③ 適正な維持管理

- 町内の公園の設備や利用状況を点検し、老朽化した遊具による事故等を防ぐため、適正な保守管理に努め、より多くの人々が利用出来るよう公園の環境整備を推進します。  
(都市環境課・産業観光課・福祉健康課)



#### (4) 防犯

##### 【現状と課題】

- 防犯活動においては、一宮地区防犯組合連合会が組織され、官民一体となり犯罪の未然防止を推進しています。
- 警察や教育機関と町内各種団体とが連携し、青少年の非行防止パトロール「桃太郎お助け隊」を実施しています。また、青色回転灯パトカーを使用し、小中学生の登下校時に合わせた防犯パトロールを実施しています。
- 子ども110番を設置し、緊急時の避難場所、かけこみ所として、各家庭に協力頂いています。
- 高齢者を狙った犯罪や夏季観光客を狙った車上荒らし等の犯罪が多発している傾向にあります。
- 見知らぬ人を地域内で見かけても無関心な行動をとってしまうなどの地域内の防犯意識の低下は、犯罪率の増加につながります。住民一人ひとりが犯罪に遭う可能性があるということを認識し、防犯意識を高めていくことが必要です。
- 犯罪発生率の低減は暮らしやすさの基本条件であり、防犯体制の確立には行政、住民のたゆまぬ努力が要求されます。
- 自治会を中心とした防犯活動も少なく、地域住民の防犯に関する組織体制を整備していくことも必要です。
- 防犯灯の設置については、各区から設置要望が毎年20～30件ほどあり、現地調査を行ったうえで設置を行っています。

##### 【基本方針】

防犯はまず、誰もが犯罪被害に遭う可能性を認識し、犯罪が起らない地域づくり、犯罪が起らない組織づくり、防犯啓発活動が必要です。

そのためには、住民一人ひとりが「自分たちのまちは自分たちで守る」という自主防犯意識を持ち、住民自らが積極的に行動を起こしていくことを地域防犯活動の基本とします。その上で行政、警察と連携して地域の安全を守る、自治会による防犯組織をつくっていきます。

##### 【計 画】

###### ① 地域防犯体制の確立

- 事件・事故・不審者の発生等について、警察等関係機関からの依頼を受けた場合は、町民にその情報を提供していきます。
- 自治区やボランティアによる自主防犯組織の設立を推進します。

- 自治区や自主防犯組織で地域の防犯活動について話しあい、防犯意識を高めます。地域内で防犯の活動計画や活動目的の共通認識を持ち、地域防犯体制を確立するための支援をします。
- 自分の家周辺で見かけない人を見た場合、「積極的な声かけ運動」を推奨していきます。自治区で防犯の看板を設置する等、犯罪を未然に防ぐ活動を行っている自治区や自主防犯団体を広報紙等で紹介していきます。
- 地域内の危険箇所や子どもの通学路等の情報を住民と行政が共有し、警察・自治区・自主防犯組織・行政が連携して効果的な防犯活動を推進していきます。
- 関係機関との連携を図り、防犯講座等の開催を検討していきます。 (総務課)
- 青少年の非行化防止に向けたパトロールを実施します。周辺の市町村や教育機関と連携した共同パトロールの実施を検討していきます。 (福祉健康課)
- 子ども110番の周知徹底を図り、広報に努めて子ども110番の関心を高めていきます。 (教育課)

## ② 防犯設備の充実

- 防犯灯の設置は、各区からの要望に沿って設置していますが、設置場所が集中しないように、適正な設置基準を設け、継続して設置を行っていきます。 (総務課)



### (5) スポーツ

#### 【現状と課題】

- 一宮町体育協会は15分野の競技スポーツを統括しています。
- 一宮町体育協会には健康いちのみや21推進室があり、住民に運動習慣を身につけてもらうように競技ではないスポーツ、ウォーキングやストレッチ、体力測定等を行うとともに、健康体操を創案し、普及に努めています。
- 一宮町体育協会には部活支援室が設置されています。一宮中学校の部活動を支援するためにボランティアでコーチを派遣して指導をしています。
- 本町には体育指導員連絡協議会があり、新しいスポーツや軽スポーツについて研修を行いながらより広い層へのスポーツの普及活動を行っています。
- 本町の競技スポーツのレベルは郡内では非常に高く、郡民スポーツ大会では過去に11連勝なども達成、今でも毎年総合優勝争いを展開しています。
- 硬式テニス、卓球、少年野球、ゴルフ、野球、グラウンドゴルフの分野では年に一度、町の公式イベントとして町民スポーツ大会が開催されています。
- スポーツ施設は公営の室内体育館（GSSセンター）、武道場（振武館）、運動公園（テニスコート、野球場、ゲートボール場）があり、そのほか小学校2校、中学校1校、一宮学園といった学校の体育館、運動場、保育所の園庭が住民のために開放されています。体育協会に所属するクラブの他、一般のスポーツ愛好団体に活発に利用されています。
- 体育施設が町内に分散しているため効率的な運営が求められています。施設はいずれも老朽化してきており、安全性の面からも施設の整備を要します。利用時間、予約方法等も住民の要望に応じて修正を図っていくことが必要です。管理者委託制度等も今後検討する必要があります。
- 住民のスポーツに関するニーズに対応するため、指導者の養成と確保、指導体制の確立を効率的に進めていくことが求められています。
- 高齢化社会を見据えて、健康な体を維持するための運動習慣の普及を図る必要があります。

#### 【基本方針】

運動習慣を身につけ、身体を動かすことで得られる健康な暮らしを実現するため、一宮町体育協会他スポーツ関連団体と連携して年齢や体力に応じた生涯スポーツを町民一人ひとりが発見出来るよう推進します。

【計 画】

① スポーツに親しめる環境づくり

- 運動習慣を身につけてもらうため、気軽に参加出来るスポーツ種目を取り入れた新しいシステムづくりを進めます。
- 世代や性別を超えて誰でも参加出来るイベントを開催し、住民同士のコミュニケーションを図り、交流を深めます。
- スポーツとスポーツイベントに関する情報提供体制を強化し、住民のスポーツへの関心を高め、選択肢を広げていくようにつとめます。
- スポーツを通じた仲間づくりを進め、住民間の友情の輪を広げながら一体感を創り出していきます。
- 近隣地域との連携を図り、近隣住民とのスポーツ交流を図ります。
- 町民が一堂に会する町民スポーツイベントの開催を検討します。
- ITの活用による町内のスポーツに関する様々な情報提供を推進します。（一宮町体育協会・教育課）

② 施設の維持管理と運営体制

- スポーツ施設の点検を実施し、住民のニーズに対応した改修や改善策を講じていきます。利用しやすい管理体制を作り、幅広い住民の要望に応えるとともに、管理費用の創出を図ります。
- 学校施設の開放を進めるとともに、町営スポーツ施設を含めたスポーツ施設の維持・管理・運営のための協議会を行政と住民、体育協会で起ち上げます。（教育課）

③ 指導体制の確立

- 住民の要望やスポーツ熱の高まりに応えるには指導体制が重要です。そこで体育協会や体育指導員連絡協議会と協力して、各種研修会・講習会への派遣等を通じて指導者の育成・確保、質の向上を図っていきます。
- スポーツの技術向上だけを目指す指導体制ではなく、住民のコミュニティ活動にも積極的に関わっていただける体制をつくります。（教育課）
- 医療や食生活の分野とも連携を深め、生活全般にわたって健康を指導出来る人材を養成します。（教育課・福祉健康課）

④ スポーツ組織の強化

- 町のスポーツ組織である一宮町体育協会を支援し、体育協会に未加盟のスポーツ団体に対し加入促進を図ります。
- 一宮町体育協会の所属団体の競技力向上と体育協会の活性化、強化を図り、本町のスポーツ指導体制確立の受け皿としての役割を果たしていきます。
- 小中学生のスポーツ活動について、既存の部活支援を一層強化して、一宮町体育協会を中心とした支援体制の整備を推進します。  
(一宮町体育協会・教育課)



## (6) 文化

### 【現状と課題】

- 住民の文化活動は、文化同好連絡協議会を中心として中央公民館をベースに定期的活動、総合文化祭での発表や展示、町外研修会等を行っており、さまざまな団体が加盟しています。
- 町内の文化財や、民俗、歴史、一宮町ゆかりの人物等に関する調査研究、資料の収集を進めています。
- 文化財審議委員会や上総一宮郷土史研究会等、住民との連携や文化財講座の実施により文化財保護に努めています。
- 上総神楽や東浪見甚句、獅子舞等、町内に伝わる伝統芸能について、保存会の活動や後継者育成に協力しながら、調査研究、記録を進めています。
- 新たな文化財の発掘や、文化財の活用・普及のため広報活動に努めています。
- 図書室は環境整備の必要があり、図書館設置の要望も出ています。
- 図書室の運営の見直しが必要です。図書室は年々増加する蔵書にともなう書庫や書棚の不足等スペースの確保が課題となっています。図書館機能の充実、または新しい図書館を求める人も多いと思われ、運営方法を再検討する必要があります。

### 【基本方針】

先人の残した郷土の文化遺産を守るとともに、様々な文化活動の振興を図ります。次世代への伝統文化の継承と新しい文化の創造による文化の町づくりを推進します。

### 【計 画】

#### ① 文化活動の情報発信

- 文化団体の活動を支援し、情報発信を広く行います。また、芸術の新しい動きにも目を向け、芸術文化、芸能活動等の文化団体や郷土の文化の発表の場、活動機会の増加を推進します。
- 総合文化祭以外の発表会の開催を推進します。発表の場としては、街道、遊歩道での展示や、アーティストを一堂に集めた発表等、特色を持たせることにも配慮し、町内外にアピールします。
- 文化や芸術に関係する方々の交流の場を増やし、より活発な活動、技術の継承を図ります。
- 郷土の文化や文化団体の活動の機会を増し、芸術文化、芸能活動の発表の場として総合文化祭の充実を図ります。(教育課)

② 文化財の保護

- 文化財、民俗芸能や伝統文化の展示・保存・調査・研究のため資料館等の整備を推進します。
- 文化財講座等の実施により、文化財保護に関する理解を深め、普及活動を推進していきます。
- 町内の文化財について、広報活動の充実を図っていきます。 (教育課)

③ 観光資源としての活用

- 文化財の再確認、再発見をしながら、観光資源として活用出来るよう情報発信に努めます。 (教育課・産業観光課)

④ 図書室の整備

- 図書室機能の充実、運営方法の再検討等を行い、図書室の利用に即したサービスの充実整備を推進します。 (教育課)

